

堺市公報 第12号	平成30年 3月16日発行
<h1>堺市公報</h1>	発行 堺市(総務局行政部法制文書課) 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<告示>	
○介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の辞退について 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	3
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の廃止について 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	3
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の廃止について 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	4
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定について 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	5
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定について 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	5
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定について 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	7
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定について 【健康福祉局障害福祉部障害施策推進課】	7
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定について 【健康福祉局障害福祉部障害施策推進課】	8
○身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の指定について 【健康福祉局障害福祉部障害者更生相談所】	9
○道路法に基づく国道の区域変更及び供用開始について 【建設局土木部路政課】	9
○本市の公金の収納及び支払事務等を行わせるための金融機関等の指定についての一部を改正する告示 【会計室出納課】	12
<公告>	
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け	

る調達契約に係る落札者等について
【健康福祉局生活福祉部健康福祉総務課】……………12

○堺市基準該当障害福祉サービス事業所の登録について
【健康福祉局障害福祉部障害施策推進課】……………13

○堺市公共下水道事業計画変更に係る関係図書の縦覧について
【上下水道局経営企画室】……………13

＜堺区選挙管理委員会規程＞
○堺市堺区選挙管理委員会に関する規程の一部を改正する規程
【堺区選挙管理委員会事務局】……………15

＜中区選挙管理委員会規程＞
○堺市中区選挙管理委員会に関する規程の一部を改正する規程
【中区選挙管理委員会事務局】……………15

＜東区選挙管理委員会規程＞
○堺市東区選挙管理委員会に関する規程の一部を改正する規程
【東区選挙管理委員会事務局】……………16

＜西区選挙管理委員会規程＞
○堺市西区選挙管理委員会に関する規程の一部を改正する規程
【西区選挙管理委員会事務局】……………16

＜南区選挙管理委員会規程＞
○堺市南区選挙管理委員会に関する規程の一部を改正する規程
【南区選挙管理委員会事務局】……………17

＜北区選挙管理委員会規程＞
○堺市北区選挙管理委員会に関する規程の一部を改正する規程
【北区選挙管理委員会事務局】……………18

＜美原区選挙管理委員会規程＞
○堺市美原区選挙管理委員会に関する規程の一部を改正する規程
【美原区選挙管理委員会事務局】……………18

＜消防局告示＞
○必要な知識及び技能を有する者の指定についての一部を改正する告示
【消防局予防部予防査察課】……………19

○火炎伝送防止用自動消火装置の構造、材質、性能及び設備の基準の一部を改正する告示
【消防局予防部予防査察課】……………19

○キュービクル式変電設備の基準の一部を改正する告示
【消防局予防部予防査察課】……………20

告 示

堺市告示第66号

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）第3条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）（以下「新健保法等改正法」という。）附則第130条の2第1項の規定により平成36年3月31日までの間なおその効力を有するものとされる新健保法等改正法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）（以下「旧介護保険法」という。）第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設について、旧介護保険法第113条の規定による辞退があったので、旧介護保険法第115条第2号の規定により、次のとおり告示する。

平成30年3月16日

堺市長 竹山修身

介護保険事業所番号	2710123379
事業所名称	医療法人暁美会田中病院
事業所所在地	堺市美原区黒山39番地の10
指定の申請者	医療法人暁美会
主たる事務所の所在地	堺市美原区黒山39番地の10
代表者名	田中 大吉
辞退年月日	平成30年2月28日
サービスの種類	介護療養型医療施設

堺市告示第67号

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）第3条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）（以下「新健保法等改正法」という。）附則第130条の2第1項の規定により平成36年3月31日までの間なおその効力を有するものとされる新健保法等改正法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1

項第3号に規定する指定介護療養型医療施設に係る介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者について、同法第75条第2項の規定による廃止の届出があったので、同法第78条第2号の規定により、次のとおり告示する。

平成30年3月16日

堺市長 竹山修身

介護保険事業所番号	2710123379
事業所名称	医療法人暁美会田中病院
事業所所在地	堺市美原区黒山39番地の10
指定の申請者	医療法人暁美会
主たる事務所の所在地	堺市美原区黒山39番地の10
代表者名	田中 大吉
廃止年月日	平成30年2月28日
サービスの種類	短期入所療養介護

堺市告示第68号

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）第3条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）（以下「新健保法等改正法」という。）附則第130条の2第1項の規定により平成36年3月31日までの間なおその効力を有するものとされる新健保法等改正法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設に係る介護保険法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者について、同法第115条の5第2項の規定による廃止の届出があったので、同法第115条の10第2号の規定により、次のとおり告示する。

平成30年3月16日

堺市長 竹山修身

介護保険事業所番号	2710123379
事業所名称	医療法人暁美会田中病院

事業所所在地	堺市美原区黒山39番地の10
指定の申請者	医療法人暁美会
主たる事務所の所在地	堺市美原区黒山39番地の10
代表者名	田中 大吉
廃止年月日	平成30年2月28日
サービスの種類	介護予防短期入所療養介護

堺市告示第69号

介護保険法（平成9年法律第123号）第79条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者として指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

平成30年3月16日

堺市長 竹山修身

介護保険事業所番号	2776201168
事業所名称	ケアプラン悠（はるか）
事業所所在地	堺市東区中茶屋97番地の3
指定の申請者	有限会社ケア・サポート・サービス南大阪
主たる事務所の所在地	堺市東区中茶屋1番地の38
代表者名	美濃良昭
指定年月日	平成30年3月1日
サービスの種類	居宅介護支援

堺市告示第70号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者として指定したので、同法第78条第1号の規定により告示する。

平成30年3月16日

堺市長 竹 山 修 身

介護保険事業所番号	2766490250
事業所名称	小出訪問看護ステーション
事業所所在地	堺市南区城山台三丁3番2号
指定の申請者	株式会社LUNA
主たる事務所の所在地	堺市南区城山台三丁3番2号
代表者名	小出大至
指定年月日	平成30年3月1日
サービスの種類	訪問看護

介護保険事業所番号	2776103000
事業所名称	晴れる家1号館ヘルパーステーション
事業所所在地	堺市中区土塔町2044番60
指定の申請者	シャローム株式会社
主たる事務所の所在地	堺市堺区大仙中町6番24号
代表者名	俣木泰三
指定年月日	平成30年3月1日
サービスの種類	訪問介護

介護保険事業所番号	2776103018
事業所名称	晴れる家2号館ヘルパーステーション
事業所所在地	堺市中区平井533番1
指定の申請者	シャローム株式会社
主たる事務所の所在地	堺市堺区大仙中町6番24号
代表者名	俣木泰三
指定年月日	平成30年3月1日
サービスの種類	訪問介護

介護保険事業所番号	2776102994
事業所名称	ひかり訪問介護ステーション
事業所所在地	堺市中区深井清水町3731番地
指定の申請者	ひかり合同会社
主たる事務所の所在地	堺市中区深井清水町3731番地 Art 深井B号

代表者名	若生美穂
指定年月日	平成30年3月1日
サービスの種類	訪問介護

堺市告示第71号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の2第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者として指定したので、同法第115条の10第1号の規定により告示する。

平成30年3月16日

堺市長 竹山修身

介護保険事業所番号	2766490250
事業所名称	小出訪問看護ステーション
事業所所在地	堺市南区城山台三丁3番2号
指定の申請者	株式会社LUNA
主たる事務所の所在地	堺市南区城山台三丁3番2号
代表者名	小出大至
指定年月日	平成30年3月1日
サービスの種類	介護予防訪問看護

堺市告示第72号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成30年3月16日

堺市長 竹山修身

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	指定年月日
NPO法人パワーウエスト	就労継続支援(B型)	ほんまちワークス	大阪府堺市美原区多治井105番地3	平成30年3月1日
ひかり合同会社	居宅介護	ひかり訪問介護ステーション	大阪府堺市中区深井清水町3731番地A r t 深井B号	平成30年3月1日
ひかり合同会社	重度訪問介護	ひかり訪問介護ステーション	大阪府堺市中区深井清水町3731番地A r t 深井B号	平成30年3月1日
株式会社ワンズロード	共同生活援助	グループホームワンズロード大美野	大阪府堺市東区大美野158番3	平成30年3月1日
株式会社ワンズロード	短期入所	ショートステイワンズロード	大阪府堺市東区大美野158番3	平成30年3月1日
社会福祉法人天寿会	居宅介護	ヘルパーステーションてんじゅ	大阪府堺市美原区さつき野東一丁目5-1	平成30年3月1日
社会福祉法人天寿会	重度訪問介護	ヘルパーステーションてんじゅ	大阪府堺市美原区さつき野東一丁目5-1	平成30年3月1日
社会福祉法人天寿会	同行援護	ヘルパーステーションてんじゅ	大阪府堺市美原区さつき野東一丁目5-1	平成30年3月1日
有限会社幸せ多い	共同生活援助	グループホーム幸せ多い	大阪府堺市中区深井中町1195-10	平成30年3月1日

堺市告示第73号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者として指定したので、同法第51条の30第2項第1号の規定により告示する。

平成30年3月16日

堺市長 竹山修身

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	指定年月日
一般社団法人未来の扉	計画相談支援	心のポケット	大阪府堺市堺区宿院町東三丁1番3号-404号	平成30年3月1日
株式会社PEACE	計画相談支援	相談支援センター音色	大阪府堺市中区檜葉149番地1	平成30年3月1日

特定非営利活動 法人和輪ワール ド	計画相談支援	和輪相談支援セン ター	大阪府堺市堺区少林寺町 東二丁1-5 田中ビル1F	平成30年3 月1日
-------------------------	--------	----------------	------------------------------	---------------

堺市告示第74号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として、次のとおり指定したので、堺市身体障害者福祉法施行細則（平成8年規則第58号）第2条の規定により告示する。

平成30年3月16日

堺市長 竹山修身

氏名	診療科	指定科目	医療機関の名称	所在地	指定年月日
石川 奈々	神経内科 内科	肢体不自 由	赤星神経内科 クリニック	堺市北区百舌鳥 陵南町3丁163 北野コンパクト オフィスE号	平成30年2月1 日

堺市告示第75号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

平成30年3月16日

堺市長 竹山修身

1 道路の種類 国道

- 2 路 線 名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり
- 4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

道路区域変更調書

路線名	区間 から まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
国道309号	美原区阿弥129番4地先	旧	42.50	18.00	(K0309)
	美原区阿弥129番4地先	新	42.50	18.00	



堺市告示第76号

本市の公金の収納及び支払事務等を行わせるための金融機関等の指定について（昭和39年告示第23号）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月16日

堺市長 竹山修身

- 1 指定金融機関の項中「株式会社 三菱東京UFJ銀行」を「株式会社 三菱UFJ銀行」に改める。

公 告

堺市公告第185号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年3月16日

堺市長 竹山修身

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
障害者総合支援法等改正に伴う福祉総合情報システム改修業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称
堺市堺区南瓦町3番1号
堺市健康福祉局生活福祉部健康福祉総務課
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成30年1月16日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通株式会社 関西支社 代表者 支社長 竹田 錠一

大阪府中央区城見2丁目2番6号（富士通関西システムラボラトリ）

- 5 随意契約に係る契約金額
¥96,338,916－（税込）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

堺市公告第186号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第30条第1項第2号に規定する基準該当障害福祉サービス事業を行う事業所について、次の事業者を指定したので、堺市基準該当障害福祉サービス事業所の登録等に関する要綱（平成19年制定）第13条の規定により公告する。

平成30年3月16日

堺市長 竹山修身

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	登録年月日
株式会社TDF	基準該当生活介護	株式会社TDF デイサービスセンター心	大阪府岸和田市八阪町3丁目5-2	平成29年9月1日

堺市公告第187号

下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第6項において準用する同条第1項の規定に基づき事業計画を変更するので、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定により、次のとおり公告し、その関係図書を堺市上下水道局において当該公告の日

の翌日から7日間公衆の縦覧に供する。

なお、事業計画の変更について利害関係を有する者は、縦覧期間内に限り、堺市長に意見を申し出ることができる。

平成30年3月16日

堺市長 竹山修身

1 予定処理区域の変更

泉北処理区において、新たに汚水の発生が見込まれるため、予定処理区域の拡大変更を行う。

	既計画	今回計画	増減
処理区域面積 (ha)	4,278.56	4,280.96	2.40

2 石津下水処理場及び泉北下水処理場における主要な施設の変更

石津下水処理場及び泉北下水処理場の送風機について、今後の改築計画を踏まえて、送風機能力を変更する。

3 工事の完成の予定年月日の変更

完成の予定年月日	既計画	平成32年3月31日
	今回計画	平成33年3月31日

4 縦覧場所

堺市上下水道局本庁舎5階 経営企画室
 所在地 堺市北区百舌鳥梅北町1丁39番地2
 連絡先 072-250-9121

5 縦覧期間

平成30年3月17日から平成30年3月23日まで
 (午前9時から午後5時30分まで)

堺区選挙管理委員会規程

堺市堺区選挙管理委員会に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成30年3月16日

堺市堺区選挙管理委員会
委員長 初道文雄

堺市堺区選挙管理委員会規程第1号

堺市堺区選挙管理委員会に関する規程の一部を改正する規程

堺市堺区選挙管理委員会に関する規程（平成18年堺区選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第252条の20第5項」を「第252条の20第6項」に改める。

第9条中「とき又は」を「とき、又は」に改める。

第17条中「第252条の20第5項」を「第252条の20第6項」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

中区選挙管理委員会規程

堺市中区選挙管理委員会に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成30年3月16日

堺市中区選挙管理委員会
委員長 南 埜 昌 市

堺市中区選挙管理委員会規程第1号

堺市中区選挙管理委員会に関する規程の一部を改正する規程

堺市中区選挙管理委員会に関する規程（平成18年中区選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第252条の20第5項」を「第252条の20第6項」に改める。

第9条中「とき又は」を「とき、又は」に改める。

第17条中「第252条の20第5項」を「第252条の20第6項」に改める。

第29条第2号中「、閲覧及び縦覧」を「及び閲覧」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

東区選挙管理委員会規程

堺市東区選挙管理委員会に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成30年3月16日

堺市東区選挙管理委員会
委員長 北 浦 正 宣

堺市東区選挙管理委員会規程第1号

堺市東区選挙管理委員会に関する規程の一部を改正する規程

堺市東区選挙管理委員会に関する規程（平成18年東区選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第252条の20第5項」を「第252条の20第6項」に改める。

第9条中「とき又は」を「とき、又は」に改める。

第17条中「第252条の20第5項」を「第252条の20第6項」に改める。

第29条第2号中「、閲覧及び縦覧」を「及び閲覧」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

西区選挙管理委員会規程

堺市西区選挙管理委員会に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成30年3月16日

堺市西区選挙管理委員会
委員長 佐々井 正 巳

堺市西区選挙管理委員会規程第1号

堺市西区選挙管理委員会に関する規程の一部を改正する規程

堺市西区選挙管理委員会に関する規程（平成18年西区選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第252条の20第5項」を「第252条の20第6項」に改める。

第9条中「とき又は」を「とき、又は」に改める。

第17条中「第252条の20第5項」を「第252条の20第6項」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

南区選挙管理委員会規程

堺市南区選挙管理委員会に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成30年3月16日

堺市南区選挙管理委員会
委員長 西 勝 司

堺市南区選挙管理委員会規程第1号

堺市南区選挙管理委員会に関する規程の一部を改正する規程

堺市南区選挙管理委員会に関する規程（平成18年南区選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第252条の20第5項」を「第252条の20第6項」に改める。

第9条中「とき又は」を「とき、又は」に改める。

第17条中「第252条の20第5項」を「第252条の20第6項」に改める。

第29条第2号中「、閲覧及び縦覧」を「及び閲覧」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

北区選挙管理委員会規程

堺市北区選挙管理委員会に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成30年3月16日

堺市北区選挙管理委員会
委員長 井上 清

堺市北区選挙管理委員会規程第1号

堺市北区選挙管理委員会に関する規程の一部を改正する規程

堺市北区選挙管理委員会に関する規程（平成18年北区選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第252条の20第5項」を「第252条の20第6項」に改める。

第9条中「とき又は」を「とき、又は」に改める。

第17条中「第252条の20第5項」を「第252条の20第6項」に改める。

第29条第2号中「、閲覧及び縦覧」を「及び閲覧」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

美原区選挙管理委員会規程

堺市美原区選挙管理委員会に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成30年3月16日

堺市美原区選挙管理委員会
委員長 小池 秀 樹

堺市美原区選挙管理委員会規程第1号

堺市美原区選挙管理委員会に関する規程の一部を改正する規程

堺市美原区選挙管理委員会に関する規程（平成18年美原区選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第252条の20第5項」を「第252条の20第6項」に改める。

第9条中「とき又は」を「とき、又は」に改める。

第17条中「第252条の20第5項」を「第252条の20第6項」に改める。

第29条第2号中「、閲覧及び縦覧」を「及び閲覧」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

消防局告示

堺市消防局告示第1号

必要な知識及び技能を有する者の指定について（平成20年消防局告示第1号）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月16日

堺市消防長 一 丸 広 通

本則中「財団法人日本石油燃焼機器保守協会」を「一般財団法人日本石油燃焼機器保守協会」に改める。

第2項第3号中「社団法人日本内燃力発電設備協会」を「一般社団法人日本内燃力発電設備協会」に改め、同項第4号中「社団法人電池工業会」を「一般社団法人電池工業会」に改め、同項第5号中「社団法人全日本ネオン協会」を「公益社団法人日本サイン協会」に改める。

堺市消防局告示第2号

火炎伝送防止用自動消火装置の構造、材質、性能及び設備の基準（平成20年消防局告示第2号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月16日

堺市消防長 一 丸 広 通

本則中「すべて」を「全て」に、「充てん」を「充填」に改める。

第3条中「第1号から第15号」を「次の第1号から第15号」に、同条第15号中「警報」を「、警報」に改める。

第4条第2号中「湿度センサー型感知部」を「温度センサー型感知部」に改める。

第5条第1項中「及び接合方法」を「、接合方法」に改め、同条第2項第1号中「閉そく」を「閉塞」に、「永久歪」を「永久ひずみ」に改める。

第8条（見出しを含む。）中「及びパッキン」を「、パッキン」に改める。

第12条第1号中「ふた」を「蓋」に、「あける」を「開ける」に改める。

第13条中「高圧ガス取締法の適用をうける」を「高圧ガス保安法の適用を受ける」に、「二酸化炭素消火設備」を「不活性ガス消火設備」に改める。

第16条第1項中「第1号」を「次の第1号」に改め、同項第5号中「、毎秒0.07リットル」を「毎秒0.07リットル」に改める。

第17条第1号ア中「鉄製なべ」を「鉄製鍋」に、「アルメルクロメル0.4級」を「アルメルクロメルクラス1」に改め、同条第2号中「、1.0キログラム」を「1.0キログラム」に改める。

第18条中「、次の第1号」を「次の第1号」に、「、第1号」を「次の第1号」に改める。

第19条第2号オ中「及び風速」を「、風速」に改め、同号サ中「電源しゃ断」を「電源遮断」に改め、同条第3号エ中「装てんし」を「充填し、」に改める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

堺市消防局告示第3号

キュービクル式変電設備の基準（平成20年消防局告示第3号）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月16日

堺市消防長 一 丸 広 通

この告示中「第18条第3項」を「第18条第1項第3号及び第2項」に改める。

第10項中「引出し口、換気口」を「引出し口並びに換気口」に改める。